

# 子ども未来・医療給付係からのお知らせ

information

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎ 32-2216

## 平成24年4月から子ども手当は、児童手当へ

児童手当へ変更となったことに伴い、毎年6月に全ての受給者の現況届の提出が必要となります。(現況届の用紙は5月下旬に送付していますので、注意事項を確認の上記載し、子ども未来・医療給付係まで提出してください。未提出の方は、児童手当を受給することができません)

### 支給対象

- ◆ 中学校修了までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している方

### 支給額

- ◆ 3歳未満 月額1万5千円
- ◆ 3歳未満〜小学校修了前
  - ・ 第1・2子月額 1万円
  - ・ 第3子以降月額1万5千円
- ◆ 中学生 月額 1万円
- ◆ 所得制限(平成24年6月分から実施) 一律月額 5千円

### 支払月

- ◆ 平成24年6月平成24年4・5月分
- ◆ 子ども手当の平成24年2・3月分と一緒に振り込みます。
- ◆ 平成24年10月
- ◆ 平成24年6〜9月分
- ◆ 平成25年2月

(平成24年10月分〜平成25年1月分)

### 所得制限限度額

◆ 平成24年6月分(平成24年10月支給分)より所得制限が導入されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合、一人につき限度額に6万円を加算します。

所得制限限度額を越える場合の支給額は一律月額5千円となります。

### 支払方法

◆ 事前に指定された口座への振込となります。

### 申請の必要の無い方

◆ 3月まで子ども手当の受給対象であった方で、引き続き赤平市に住んでいる場合は、児童手当の申請を行う必要はありません。自動的に児童手当の受給者とみなされます。

### 申請の必要な方

- ◆ 出生・転入・養育者の変更等で、子どもを新たに養育することになった方
- ◆ 6月以前に出生・転入・養育者の変更等があったが、児童手当の申請(変更)がすんでいない方
- ◆ 赤平市から転出される方

### 申請に必要なもの

- ① 申請書(振込口座銀行名・口座番号)
- ② 年金加入証明書または受給者(保護者)の保険証の写し

## 中学生以下の医療費無料化

今年4月診療分から、市内に住む中学生以下の医療費(保険適用分のみ、歯医者・薬局分も含む)を全額助成しています。病院等で医療費がかかった場合、領収書・印鑑・保険証を持参の上、市役所で申請手続きをしてください。後日助成金を振込みます(振込先口座情報が必要です)。



### 乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方は…

病院等へ受給者証を提示し、これまでどおりの医療費助成を受けてください。残った自己負担分(初診時一部負担金や1割分の自己負担金)の領収書を市役所へお持ちいただいた上で、全額助成します。

### ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方は…

8月診療以降は、子ども医療費受給者証と同じく、病院等の窓口で医療費が無料となります。

### 8月からの子ども医療費受給者証について

病院等の窓口で医療費が無料となる「子ども医療費受給者証」を、対象者全員に配布します。受給者証を受けとるためには、事前の申請が必要です。申請に必要な書類は、6月下旬に送付します(申請済の方は除く)。

### 病院等窓口で医療費が無料にならなかった場合

- 次の必要書類を持参の上、市役所で申請手続きをしてください。後日助成金を振込みます。
- 病院等の領収書(原本)
  - 印鑑
  - 保険証(写し可)